

# こもれび公園遊具更新工事仕様書

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1. 工事番号 | 国補公緑工第2号            |
| 2. 工事件名 | こもれび公園遊具更新工事        |
| 3. 工事場所 | 土浦市 永国台 地内          |
| 4. 工事期間 | 契約日の翌日から令和9年3月15日まで |
| 5. 部分払い | なし                  |
| 6. 工事内容 | 後述のとおり              |
| 7. 担当課名 | 都市政策部 公園・施設管理課      |

## 工事内容

### (準備)

請負者は、対象となる公園の位置(別紙位置図参照)及び園内の施設の状況を事前に把握すること。また、工事場所が公に公開されている公園であることから、工事現場の安全管理はもとより、公園利用者に対する配慮・安全対策も十分に行い工事を行うこと。

### (工事箇所)

こもれび公園

### (工事概要)

小型複合遊具撤去      1基      小型複合遊具設置      1基

### (遊具の仕様)

設置する遊具の製品仕様については、以下の通りとする。

- ・遊具詳細図(参考)と同等品以上とする。
- ・ISO9001の認証取得企業で品質管理された製品とし、一般社団法人 日本公園施設業協会の賠償責任保険付きとすること。
- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(H26.6)」および「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」に準拠した製品を使用すること。
- ・構造及び寸法については、添付の図面を参照すること。

#### (遊具の設置)

遊具を設置するにあたり、周囲の樹木・設備を考慮し、遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）に基づき、遊具を使用するにあたって十分な安全域を確保できる場所に設置すること。また、選定した場所に、ハザードとなりえる石等障害物が存在するときは、石を取り除く等適切な処置を行うこと。

なお、遊具の設置場所の選定を行うにあたっては、市との協議・確認を行うこと。

#### (発生材処分)

撤去による発生材は、極力リサイクルに努めること。

また、本工事によって発生する残土については、場内敷均しとする。

上記の対応が難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (提出書類)

- ①カラー写真（着工前・竣工・作業中）
- ②マニフェストの写し（E票）
- ③その他市の指示するもの

#### (その他注意事項)

竣工達成に必要な技術的行為・施工管理行為は適宜行うこと。

なお、施工実施の際、異常が認められた場合は、速やかに市に報告し、市の指示に従い適切に対応すること。

この仕様書は、施工遂行上に必要な最小限の定めであり、施工上問題が生じた場合には、速やかに双方が協議し、円滑な施工遂行に努めること。